

【白山比咩神社文書】 石川郡
上林郷内秋永名田地事

四八一

合參町貳段廿代内壹町者

四段 七段畠

陸段廿代内陸段 弓原

右秋永名田壹町、代錢參拾貫文、爲質物阿佛坊仁所入置也。仍質券如件。

延文貳年三月廿八日

妙 成 在判

七月二日。惟宗經光、能登守護吉見氏頼の命により、天野遠政に鹿島郡能登島野崎・飯浦二村を交付す。

【天野文書】

四八二

天野安藝守遠政所領能登國能登嶋東方内野崎・飯浦兩村事、任被仰下候之旨、葎被所 退于預人等、所打渡遠政之狀如件。

延文貳年七月二日

惟宗經光 在判

(經光は影寫本に據る。これを敦光とするものあれども非なり。被仰下といへるは能登守護吉見氏頼のなるべし。)

十一月十六日。石川郡白山宮、本社及び荒御前社の遷宮を行ふ。

四八三

【白山比咩神社文書】 石川郡

延文貳年丁酉十一月十六日夜

御本社并荒御前社御遷宮奉成候。

聖人 尊性坊上總公豪詮 生年十六才

助師 光學坊播磨公光雅 生年四十七才

灑水役同勤之。

御紙燭役二人 壹人ハ水島備前三郎守信 大宮司 生年貳十六才

寺井彦三郎民部大夫 上道氏高 生年十九才

右御本社ハ貞和六年三月十九日御假殿へ御移有テ

延文二年十一月十五日新社ノ御棟上事終テ

同十一月十六日夜兩社共ニ御遷宮畢。

正平十三年

戊戌

紀元二〇一八

延文三年

京都

十一月四日。長谷部信氏、鳳至郡總持寺に櫛比莊内保村の田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

四八四

寄進

能登國櫛比庄内保村田地事

合田壹段四者在所本内

五郎次入道之作

右所者 信氏相傳之地也。而相副祖母念心讓狀、爲信氏月忌日、於總持寺盡未來之所奉寄進也。於子々孫々、致違亂煩輩者、可爲不孝子。仍寄進之狀如件。

延文三年十一月四日

(長谷部) 左衛門尉信氏 在判

(表書) 爲後證所封裏也

應安元年八月廿七日

(吉見氏類) 沙 彌 在判

正平十四年

己亥

紀元二〇一九

延文四年

京都

三月廿五日。得田章名、猶子乙王丸に、羽咋郡得田庄の地頭職を讓る。

【得田文書】

四八五

讓与 能登國得田庄地頭職事

右件者、章名重代相傳之私領也。仍甥のおとわうを猶子として、代々の重書、并素章の章名に讓賜ゆづり狀を相副、永代をかきて讓渡處也。後家并比丘尼法信仁一期讓の狀あり。煩をいたさば、彼名田にをいては、後家のはからいとして、自余の甥どものなかにゆづるべし。但昌中の屋敷に田千束かりを相副、後家一期のちたけわうに永代をかきてゆづる。のこる所は惣領に付べし。若又おとわう子なくば、兄弟をいどもの中にゆづるべし。女子後家他人にゆづるべからず。仍讓狀如件。

延文二年三月廿五日

藤原章名 在判

(得田又五郎章名が次郎左衛門入道素章の弟にしてその養子たることは、文和二年七月十日の條に見えたり。本文の乙王丸は後に十郎章親といへり。)